



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 28 日(金)
号外第 104 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則 (61) (政策法務課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

知事又はその補助機関に申請、届出等の書類を提出する県民の負担を軽減するため、これらの書類について、提出者が氏名を自署する場合には、原則として、提出者の押印を省略することができるとする通則を定める。

2 規則の概要

(1) 目的	この規則は、知事又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略できるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。
(2) 押印の省略	知事又はその補助機関に提出する書類であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、提出者が氏名を自署する場合には提出者の押印を省略することができる。
(3) 適用除外	次に掲げる書類については、(2)は、適用しない。 ア 提出者の実印による押印を要する書類 イ 収入又は支出の証拠書類その他重要な事実関係の証明に用いられる書類
(4) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則をここに公布する。

平成23年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、知事又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略できるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 知事又はその補助機関に提出する書類であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、提出者が氏名を自署する場合には提出者の押印を省略することができる。

(適用除外)

第3条 次に掲げる書類については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 提出者の実印による押印を要する書類
- (2) 収入又は支出の証拠書類その他重要な事実関係の証明に用いられる書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。